

年 月 日

富士吉田市長 様

空き家・空き店舗バンク登録（新規・変更）申込書

申込者（所有者等） 〒 —

住所

(商号又は名称)

氏名

電話番号 () —

富士吉田市空き家・空き店舗バンク実施要綱に定める制度の趣旨を理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり登録を申し込みます。

- 1 登録（変更）内容は、別紙「空き家・空き店舗バンク登録カード」（様式第 2 号）に記載のとおりです。
- 2 契約交渉について（①又は②どちらかを選択してください。）
 - ① 契約交渉に関わるすべてについて、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）へ媒介を依頼します。
 - ② 契約交渉に関わるすべてについて、利用希望者と直接での交渉を希望します。
- 3 利用希望者及び宅建協会への情報の提供を承諾します。
- 4 家屋情報等の確認のため、市の税情報の使用を認めます。
- 5 同要綱第 4 条第 2 項（1）～（3）の規定に該当する者ではありません。

注(1) 富士吉田市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関しての媒介行為は行いません。ただし、上記 2 において、①を選択された場合は、宅建協会が選定する会員業者が媒介を行います。なお、媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法第 46 条第 1 項の規定に基づく額の範囲となります。また、登録する物件についての各種法令等の適合状況については、「所有者等」と「利用希望者」間で確認いただきます。

注(2) 富士吉田市個人情報保護条例の規定の趣旨に基づき、申し込みされた個人情報は、宅建協会及び利用希望者への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。